

愛知県立芸術大学学長選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第11条第2項に規定する愛知県立芸術大学学長選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考に関すること
- (2) 学長の任期に関すること
- (3) 学長の評価に関すること
- (4) 学長の解任に関すること
- (5) その他選考委員会に関すること

(委員)

第3条 選考委員会の委員（以下「委員」という。）は、定款第11条第5項の規定により選出された当該経営審議会又は当該教育研究審議会を構成するものでなくなった場合又は愛知県立芸術大学学長選考等規程第4条により学長候補者に立候補した場合は、委員としての身分を失う。

2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合、或いは事故等により委員が欠員となった場合には、選考委員会は、欠員となった委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会に対して、速やかに後任の委員を選出するよう求める。

(任期)

第4条 委員の任期は、経営審議会の委員又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

2 委員は、再任することができる。

(議長)

第5条 定款第11条第6項により、選考委員会に議長を置く。

2 議長は、選考委員会を招集し、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 選考委員会は、第2条に規定する事項について審議するため、議長が招集する。

2 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第7条 選考委員会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の選考・解任に関することは出席委員の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、法人事務部門法人企画部人事課において行う。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、選考委員会委員の過半数の同意を得て、教育研究審議会の議を経なければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、選考委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。